

基準モデルについて

基準モデルは、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類を作成することに一定の役割を果たしたが、新地方公会計制度のいっそうの普及をはかるためには、様々な角度から再検討する必要があると考える。

＜基準モデルの背景＞

住民を出資者と捉え、税収を住民からの拠出（資本取引）と考える。

＜基準モデルの大きな特徴＞

1. 税収を住民からの拠出と考えているため、NWM に上位の機能を持たせている。
2. 純資産の内部構成を用途の限定されていない純資産と用途が限定されている純資産に区分し、その変動を記録し、報告の対象としている。
3. NWM を仕訳で作成するためには、いわゆる財源仕訳が必要となる。
財源仕訳の説明については別紙参照。
4. NWM に対してよくある指摘
 - 用語が難しい
財源、財源余剰、未実現財源消費、資産形成充当財源、開始時未分析残高等
 - 財源仕訳が理解しづらい
 - ・企業会計では財源仕訳のようなものがない
 - ・財源仕訳が十分に理解されない結果、NW の分析がしづらくなっている

＜基準モデル策定時の観点＞

基準モデルでは NWM に上位の機能を持たせることが特徴であるが、基本的には国の省庁別財務書類の作成基準（様式、会計基準）を参考にしているため、財源仕訳を取りやめれば、国の財務書類の様式と近くなる。会計基準についてもほぼ同様である。

＜有形固定資産の評価基準＞

開始時における資産評価（開始残高の算定）を行う場合、取得価額や取得時期が不明な場合が大半であるため、一部の資産について再調達価額等に基づいた評価を行っている。

一方、評価替（3年毎）を行うことになっているのは事業用資産土地のみである。国の省庁別財務書類の作成基準では、事業用資産（償却資産）においても評価替を行うが、基準モデルにおいては、規則的な減価償却を行うことにとどめている。

事業用資産土地を再評価するに際しては、市区町村の固定資産税評価事務フローに乗せることが有用である。

<仕訳を行うタイミング>

実務研究会報告書において、期末一括仕訳を前提に仕訳例を記載しているが、複式簿記化を推進していくためには、できるだけハードルを下げた形で運用を認める方が推進効果は高いと考えている。(もちろん日々仕訳は歓迎すべきであるが、日々仕訳を行うか否かは費用対効果で柔軟に考えるべきである。)

ただ、日々仕訳か期末一括仕訳かは、そもそも会計基準(会計モデル)で規定する範疇ではない。

<減価償却の取扱い>

複式簿記化を推進する(シンプルな取り扱いとする)観点から直接資本減耗をNW(NWM)に計上していることについては、“どう表示するのがわかりやすいか”という表示の議論として取り扱いたい。

<補助金収入の取扱い>

基準モデルでは、税収と同様に取り扱っている。

<基準モデルの実務的意義>

小規模な地方公共団体を含む200超の地方公共団体が基準モデルを導入済み・導入中であり、複式簿記化・固定資産台帳の整備ができることを実証したことが最大の意義である。固定資産台帳の整備については、全庁的な協力体制を整えることで当初想定された程は期間・負荷・費用がかからないことが判明した他、普通建設事業費の積み上げ金額とは相当な乖離が生じることも判明した。

複式簿記化については、費用はかかるものの、経営的観点からは“元はとれる”ものと考えている。

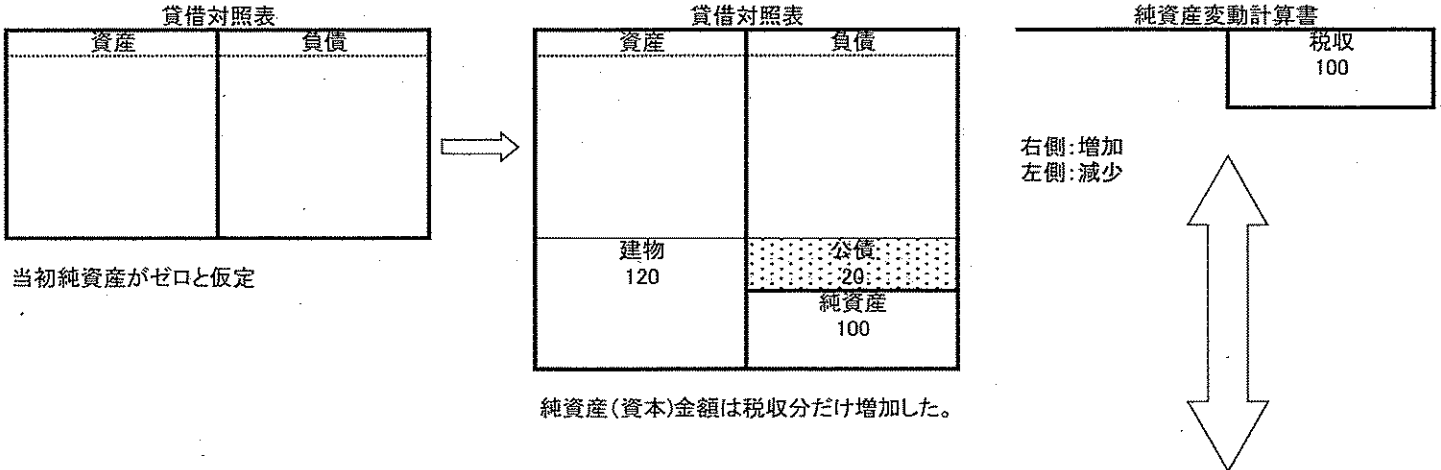
<モデル統一への提案>

- 複式簿記化・固定資産台帳の整備をまずは優先的に考えるべきである。
- 複式簿記化を推進するに際して、財源仕訳が推進のネックになっているのであれば、一度シンプルな形にした方がよい。
- 財務書類の様式についても一本化すべきであるが、統一に際しては基本的に“わかりやすさ”の観点で議論すればよいのではないかと考える。税収の取扱いについてもこの中に含めることがスムーズである。個人的には財源仕訳を取り払えば、P/LとNWMの関係は比較的シンプルになり、わかりにくさは格段に払しょくされると考える。

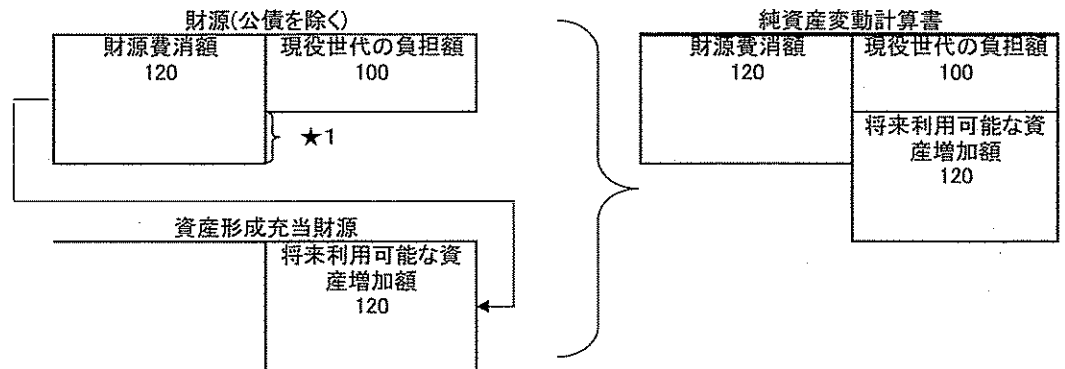
純資産の増減 総額表示の必要性

(例)120の建物を取得し、税込100と公債20でまかなった。

①純資産の増減を総額で示さない場合



②純資産の増減を総額で示した場合



★1:将来の公債償還のために拘束された資金額
(将来世代への先送り額)

純資産の増減を総額で示すことにより、
①当年度に費消した財源総額が把握できる。
②将来世代への先送額や現役世代の受益と負担の関係が把握できる。